

ちょっと考えてみませんかシリーズNo.23

～ネットの時代におけるデマやフェイクニュースなどの不確かな情報～

その情報、ホント？ウソ？

どのようなメディアでも間違った情報が流布されることはあり得ます。特にSNSの場合、誰もが容易に情報発信できることから、正しくない情報もたくさんあります。中には騒ぎを起こすことが目的で発信されたデマの場合もあります。

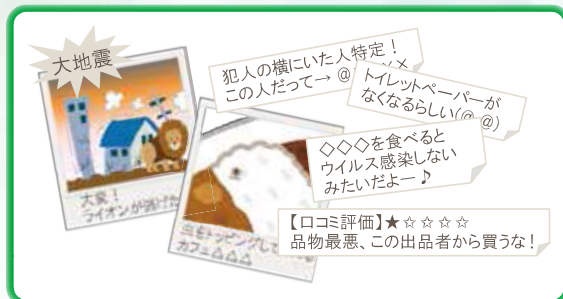
SNSでは知らず知らずのうちに…

私たちに、自分が信じたいものを信じる、大勢の人が選ぶものを選ぶ、という特徴があります。

また、SNSや検索エンジンでは、以下のような2つの現象が起きがちで、情報が偏る可能性もあります。

- ①自分と似た考えの人ばかりが集まるようになってしまった。
- ②自分の好み以外の情報が自動的にはじかれるようになってしまった。

目にした情報をうのみにせず、正確性が判断できない場合には、安易に情報を投稿・拡散しないことが大切です。デマやフェイクニュースにだまされないように、普段から多様な情報に接するようにしましょう。



再投稿・拡散する前に気をつけよう！

◆ 他の情報と比べてみる

ネット検索し、複数の情報を読み比べましょう。本や新聞など、ネット以外でも調べてみましょう。

◆ 情報の発信元を確かめる

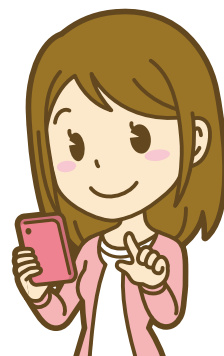
発信元が明らかでも、信頼できる人、信頼できるWebサイトなのか確認しましょう。

◆ その情報はいつ頃書かれたものか確かめる

古い情報だった場合、現在とは状況が異なるかもしれないので、注意しましょう。

◆ 1次情報を確かめる

その情報が引用や伝聞の場合、オリジナルの情報源を確かめてみましょう。



参考：総務省 インターネットトラブル事例集(2020年版)より

電話番号の開示請求が可能に！！

5月に女子プロレスラーがSNSでの誹謗中傷に悩まされ亡くなったこともきっかけに、法律や制度の改正に向けた動きが加速しています。

総務省は8月31日、インターネット上の誹謗中傷に関し、SNS運営企業に投稿者の電話番号を開示請求できる省令改正を行いました。SNSは氏名や住所を登録していないケースが多く、被害者は、電話番号をもとに、弁護士を通じて携帯電話会社に損害賠償訴訟に必要な投稿者の氏名と住所の照会が可能となります。

SNSなどへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのつかない事態を引き起こしかねません。投稿の前に一歩立ち止まって考え、思いやりと配慮をもってインターネットを利用しましょう。

インターネット相談窓口

違法・有害情報相談センター

(総務省支援事業)

<https://www.ihaho.jp/>



誹謗中傷ホットライン

(一社)セーファーインターネット協会
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

